

平成18年 6月 6日

# 株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目 1 番 20 号

**双日株式会社**

代表取締役社長 土 橋 昭 夫

## 第 3 回定時株主総会および 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第 3 回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 〔 郵送による議決権の行使 〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご押印のうえ、平成18年 6月26日までに到着するようにご返送ください。

### 〔 インターネットによる議決権の行使 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト (<http://www.evot.e.jp/>) にアクセスしていただき、平成18年 6月26日までにご行使ください。(52頁をご参照ください。)

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年 6月27日 ( 火曜日 ) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区永田町二丁目10番 3 号

キャピトル東急ホテル 地下 2 階「真珠の間」

( 本総会の開催場所は昨年と異なります。当日ご出席の際は、  
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。 )

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 【定時株主総会】

- 報告事項 (1) 第3期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第3期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)貸借対照表および損益計算書報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第3期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(4頁から34頁)に記載のとおりであります。
- 第3号議案 資本減少の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(35頁)に記載のとおりであります。
- 第4号議案 資本準備金減少の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(36頁)に記載のとおりであります。
- 第5号議案 自己株式(第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式)取得の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(37頁から38頁)に記載のとおりであります。
- 第6号議案 取締役9名選任の件

#### 【普通株主様による種類株主総会】

#### 決議事項

- 議 案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(48頁)に記載のとおりであります。

以上

**【定 時 株 主 総 会】**  
**議決権の行使についての参考書類**

1. 総株主の議決権の数 4,024,591個  
 ただし、第5号議案「自己株式（第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式）取得の件」につきましては、株式を取得する相手方が有する議決権の数は、商法（平成18年5月1日改正前の商法をいう。以下同じ。）第210条第5項により準用される同法第204条ノ3ノ2第4項により、出席株主の議決権の数に算入されないため、「総株主の議決権の数」は、3,946,953個となります。

2. 議案および参考事項

第1号議案 第3期利益処分案承認の件

当期は、エネルギー・金属資源部門の好調や、海外現地法人の回復に加え、販売費及び一般管理費の減少や合理化効果の拡大、固定資産の処分による減価償却費の減少などにより経常利益が大幅な増益となり、選択と集中による海外投融資を含む低採算事業の継続的な見直しも実施して、当期純利益を計上することができました。

当社は株主の皆さまに対して安定的かつ継続的に配当を行う利益・資本構造を作るべく、今般策定しました新中期経営計画「New Stage 2008」において、優先株式の一扫による資本構造の再編を一気に進めてまいる所存です。配当につきましては、資本構造再編の進捗の状況および当社グループ全体としての財務体質の改善、成長戦略の一層の拡充と資本・財務戦略を加速させる為の内部留保との調和を図り、New Stage 2008を確実に進め、平成19年3月期決算における配当を目指します。株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、当期における利益配当金につきましては無配とさせていただきます。

当期末処分利益20,583,839,214円につきましては、次期繰越利益として処理いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

**利 益 処 分 案**

摘 要	金 額
(当期末処分利益の処分)	
当 期 未 処 分 利 益	20,583,839,214円
計	20,583,839,214円
これを次のとおり処分いたします。	
次 期 繰 越 利 益	20,583,839,214円

## 第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を変更したいと存じます。なお、第1号議案を承認可決いただけなかった場合には、後記第3項記載のとおりの議案を変更してお諮りするものといたします。

### 1. 変更の理由

(1) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の資本構造再編および資本構成の強化を一気に加速させるため、発行済み優先株式残高5,604億円について、対象となる優先株式の全株主と「優先株式の取得に関する契約書」を締結することを決議し、同日契約を締結いたしました。この資本構造再編を進めるために、以下の変更を行うものであります。

当社は平成18年4月28日開催の取締役会において転換社債型新株予約権付社債（以下「本CB」）総額3,000億円の発行決議を行いました。本CBの転換によって調達した資本の額に応じて優先株式の買入を行うことで、株主資本の減少を最小限にとどめ、更なる株主資本の充実を図るものであります。これに伴い発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるため、現行定款第5条（発行する株式の総数）に所要の変更を加え、変更案第6条（発行可能株式総数）として規定するものです。なお、当該変更による発行可能株式総数の増加部分は、本CB発行に必要な発行可能株式数に対応しております。また、本定款変更につきましては、各種類株主総会の決議も必要となります。

種優先株式および種優先株式に取得条項を付すことにより当社が発行済み優先株式を取得できるよう、現行定款第9条の5（種優先株式）および第9条の6（種優先株式）に所要の変更を加え、変更案第11条の7（第一回種優先株式）ないし第11条の9（第二回種優先株式）として規定するものです。なお、この点につきましては会社法第111条第1項に従った優先株主の同意を得ております。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）および会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

事業目的の具体性が登記実務上求められなくなりましたので、新規事業を開始する場合の便宜等を考慮し、現行定款第2条（目的）に包括的な事業目的を追加するものです。

商法下において複数回に分けて発行した優先株式は、回数ごとに異なった種類株式として規定することとし、現行定款第5条（発行する株式の総数）、第6条（1単元の株式）および第9条の2（種優先株式）ないし第9条の9（優先順位）に所要の変更を加え、変更案第6条（発行可能株式総数）、第9条（単元株式）、第11条の2（第二回種優先株式）ないし第11条の10（優先順位）として規定するものです。

株主総会の招集地に関する規定が廃止されましたので、柔軟に開催地を選定できるように、現行定款第11条（招集地）を削除するものです。

株主総会の招集に際し株主の皆様の利便性を高め、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録により承認を行うことができるよう、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。

現行定款第26条（取締役の責任免除）第1項で規定している取締役会の決議による取締役の責任免除および同条第2項で規定している社外取締役との責任限定契約の締結、ならびに第35条（監査役の責任免除）で規定している取締役会の決議による監査役の責任免除につき、根拠規定が商法から会社法に変更となりましたので、所要の変更を行い、それぞれ変更案第27条（取締役の責任免除）第1項および第2項、ならびに第34条（監査役の責任免除）第1項として規定するものです。

なお、根拠規定を会社法へ変更いたしますが、商法の規定にもとづく責任免除の定款の定めを削除する趣旨ではございません。

また、会社法の規定にもとづいて取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約の締結を定款に規定することにつきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第35条（変更案第34条）（監査役の責任免除）の第2項に社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を追加するものです。

上記のほか、会社法にもとづく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (3) 会社法第939条の規定に従い、周知性の向上および公告掲載費用の削減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）に所要の変更を加え、変更案第5条（公告方法）として規定するものです。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

なお、現行定款第4条（公告の方法）の変更のみ効力発生日を平成18年9月1日とし、その旨を付則で規定するものです。

- (4) 現行定款第16条（種類株主総会）について、その定足数を通常の株主総会の定足数と合わせる旨の規定を追加するものです。

現行定款では普通株主様による種類株主総会における定足数として議決権の過半数を有する株主様の出席が求められておりますが、当社の株主構成の変化によりこの定足数を満たすことが困難になる状況が想定され、定足数を満たすことができないために普通株主様による種類株主総会の開催や決議が行えない事態となりますと、今般の資本構造再編に致命的な影響を生じかねないと考えております。

またこの定足数の緩和は通常の株主総会における特別決議の定足数と平仄を合わせたものに過ぎず、いかなる意味においても株主様の権利を侵すものではありません。

- (5) 以上の変更に伴い条数の変更等条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、変更案第11条の2ないし第11条の9の、添付別紙1ないし8については、同封の「第3回定時株主総会議決権行使についての参考書類 別冊『定款変更案別紙』」をご参照下さい。  
(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条（商号） 当社は双日株式会社と称する。 英文ではSojitz Corporationと表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1.～37. （省略）                   （新設）</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条（商号） 当社は、<u>双日株式会社と称し、英文ではSojitz Corporationと表示する。</u></p> <p>第2条（目的） 当社は、<u>次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1.～37. （現行どおり） <u>38. 前各号に掲げる以外の事業</u></p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、<u>本店を東京都港区に置く。</u></p> <p><u>第4条（機関）</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条（発行する株式の総数）  <u>当社が発行する株式の総数は、12億株とし、このうち9億8,900万株は普通株式、1億1,000万株は種優先株式、3,300万株は種優先株式、1,100万株は種優先株式、4,000万株は種優先株式、1,500万株は種優先株式および200万株は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第5条の2（自己株式の取得）  <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議により自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第6条（1単元の株式）  <u>当社の普通株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式の1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p><u>当社は、1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数）  <u>当社の発行可能株式総数は、14億8,852万5,000株とする。当社の普通株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、13億4,900万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、150万株、1,995万株、1,087万5,000株および200万株とする。</u></p> <p>第7条（株券の発行）  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>  <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第8条（自己の株式の取得）  <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条（単元株式）  <u>当社の普通株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式の単元株式数は、100株とする。</u>  （削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当会社に対して、その所有する当会社の単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の当会社の株式を売り渡すよう請求することができる。ただし、<u>当会社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</u></p> <p>第7条（株式取扱規則）  <u>当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第8条（基準日）  <u>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u>  <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u><u>ことができる。</u></p> <p>第9条（名義書換代理人）  <u>当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p>	<p>— 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、<u>当会社に対して、その有する当会社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求</u>することができる。</p> <p>第10条（株式取扱規則）  <u>当会社が発行する株券の種類ならびに株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第11条（株主名簿管理人）  <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u>  <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所<sup>1</sup>に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2章の2 優先株式 第9条の2 (種優先株式)  (種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</li> <li>2. ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</li> <li>3. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</li> </ol>	<p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2章の2 優先株式 第11条の2 (第二回 種優先株式) 第二回 種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(種優先中間配当金)</u>  <u>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</u>  <u>(残余財産の分配)</u>  1. <u>当社の残余財産を分配するとき</u>  <u>は、種優先株または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</u>  2. <u>種優先株または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>(種優先株式の買入消却)</u>  <u>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u>  <u>(議決権)</u>  <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u>  <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u>  1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u>  <u>(転換予約権)</u>  <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u>  <u>(強制転換条項)</u></p> <p>1. <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下本号において「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>2. <u>前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>3. <u>取締役会が発行に際して上限強制転換価額（ただし、前項に定める転換を請求し得べき期間の末日において適用のある種優先株式の転換価額以上の額とする。）を定めた場合で、第1号において強制転換価額が当該上限強制転換価額を上回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. <u>前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</u>  <u>(種優先配当金等の除斥期間)</u>  <u>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第9条の3(種優先株式)</u>  <u>(種優先配当金)</u>  1. <u>当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</u></p>	<p><u>第11条の3(第三回種優先株式)</u>  <u>第三回種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の4(第四回種優先株式)</u>  <u>第四回種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の5(第一回種優先株式)</u>  <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙4のとおりとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>ある営業年度において 種優先株主または 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3. <u>種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</u>  <u>( 種優先中間配当金 )</u>  <u>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「種優先中間配当金」という。）を支払う。</u>  <u>( 残余財産の分配 )</u></p> <p>1. <u>当社の残余財産を分配するとき</u>  <u>は、種優先株主または 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき 種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</u></p> <p>2. <u>種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>( 種優先株式の買入消却 )</u>  <u>当社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 種優先株主の償還請求権)</p> <p>1. 種優先株主は、種優先株式の発行日から12年間を経過した日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が600億円を超える場合、発行に際して取締役会で定める期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、または決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有する種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。</p> <p>2. 前記限度額を超えて種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</p> <p>3. 償還価額は、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額とする。</p> <p>(議決権)</p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></li> <li><u>2. 当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></li> </ol> <p><u>(転換予約権)</u></p> <p><u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>(強制転換条項)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下本号において「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></li> <li><u>2. 前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></li> </ol>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>取締役会が発行に際して上限強制 転換価額（ただし、前項に定める 転換を請求し得べき期間の末日に おいて適用のある 種優先株式の 転換価額以上の額とする。）を定 めた場合で、第1号において強制 転換価額が当該上限強制転換価額 を上回るときは、種優先株式の 払込金相当額を当該上限強制転換 価額で除して得られる数の普通株 式となる。</u></p> <p>4. <u>前記の普通株式数の算出に当たっ て1株に満たない端数が生じたと きは、商法第220条に定める方法 によりこれを取扱う。</u> <u>（種優先配当金等の除斥期間）</u> <u>第39条の規定は、種優先配当金およ び種優先中間配当金の支払いについ て、これを準用する。</u></p> <p><u>第9条の4（種優先株式）</u> <u>（種優先配当金）</u></p> <p>1. <u>当社は、第37条に定める利益配 当を行うときは、種優先株式を 有する株主（以下「種優先株 主」という。）または種優先株 式の登録質権者（以下「種優先 登録質権者」という。）に対し、 普通株主および普通登録質権者に 先立ち、種優先株式1株につき 種優先株式1株の払込金相当額 に100分の10を乗じた額を当該営 業年度における上限として、発行 に際して取締役会の決議で定める 額の利益配当金（以下「種優先 配当金」という。）を支払う。た だし、当該営業年度において次項 に定める種優先中間配当金を支 払ったときは、当該種優先中間 配当金を控除した額とする。</u></p> <p>2. <u>ある営業年度において種優先株 主または種優先登録質権者に対 して支払う利益配当金の額が種 優先配当金の額に達しないとき は、その不足額は翌営業年度以降 に累積しない。</u></p>	<p><u>第11条の6（第一回種優先株式）</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙5 のとおりとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>種優先株または 種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</u>  <u>( 種優先中間配当金)</u>  <u>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株または 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</u>  <u>( 残余財産の分配)</u></p> <p>1. <u>当社の残余財産を分配するとき</u>  <u>は、種優先株または 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき 種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</u></p> <p>2. <u>種優先株または 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>( 種優先株式の買入消却)</u>  <u>当社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u>  <u>( 種優先株式の強制償還)</u></p> <p>1. <u>当社は、種優先株式の発行日から3年間を経過した日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある 種優先株式の転換価額(発行に際して取締役会の決議で定める。)に発行に際して取締役会の決議で定める割合を乗じた価額以上であった場合、種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u></p> <p>2. <u>償還価額は、種優先株式1株につき 種優先株式1株の払込金相当額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</u>  <u>(議決権)</u>  <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u>  <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u>  1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u>  2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u>  <u>(転換予約権)</u>  <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(強制転換条項)</p> <p>1. <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下本号において「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。</u></p> <p>2. <u>前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>3. <u>取締役会が発行に際して上限強制転換価額（ただし、前項に定める転換を請求し得べき期間の末日において適用のある種優先株式の転換価額以上の額とする。）を定めた場合で、第1号において強制転換価額が当該上限強制転換価額を上回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>4. <u>前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>(種優先配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条の5（種優先株式） （種配当金）</p> <p>1. 当社は、普通株主および普通登録質権者に対して第37条に定める利益配当を行う場合において、その普通株式1株あたりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主および普通登録質権者に対して第38条に定める中間配当を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額（以下本項において「普通株式年間配当額」という。）が、種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上となるときは、種優先株式を有する株主（以下「種優先株主」という。）または種優先株式の登録質権者（以下「種優先登録質権者」という。）に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の利益配当金（以下「種配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当会社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位を四捨五入する。以下「種年間配当額」という。）とする。ただし、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払ったときは、種年間配当額から当該種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を種配当金として支払う。また、種配当金の額は、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払った場合における当該種中間配当金の額と合計して、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の20を乗じた額を超えないものとする。</p>	<p>第11条の7（第一回種優先株式） 第一回種優先株式の内容は、添付別紙6のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>普通株式に係る利益配当金および種配当金の支払順位は同順位とする。</u>  <u>(種中間配当金)</u></p> <p>1. <u>当社は、普通株主および普通登録質権者に対して普通株式1株につき種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上の額の間中間配当金をもって第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の金銭(以下「種中間配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>2. <u>種中間配当金の額は、普通株主および普通登録質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(円位未満小数第1位を四捨五入する。)とする。ただし、種優先株式1株あたりの種中間配当金の額は、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を上限とする。</u></p> <p>3. <u>普通株式に係る中間配当金および種中間配当金の支払順位は同順位とする。</u>  <u>(残余財産の分配)</u></p> <p>1. <u>当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</u></p> <p>2. <u>種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>( 種優先株式の買入消却)</u>  <u>当会社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u></p> <p><u>(議決権)</u>  <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 当会社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></li> <li><u>2. 当会社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></li> </ol> <p><u>(転換予約権)</u>  <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>( 種配当金等の除斥期間)</u>  <u>第39条の規定は、種配当金および種中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条の6 ( 種優先株式) ( 種優先配当金)</p>	<p>第11条の8 ( 第一回 種優先株式) 第一回 種優先株式の内容は、添付別紙7 のとおりとする。</p>
<p>1. 当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>( 種優先中間配当金)</p>	
<p>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>( 残余財産の分配)</p>	
<p>1. 当会社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>( 種優先株式の買入消却)</u>  <u>当社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u>  <u>(議決権)</u>  <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u>  <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u>  1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u>  2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u>  <u>(転換予約権)</u>  <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u>  <u>( 種優先配当金等の除斥期間)</u>  <u>第39条の規定は、種優先配当金および 種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p> <p>( 新設 )</p>	<p>第11条の9 (第二回 種優先株式)  第二回 種優先株式の内容は、添付別紙 8のとおりとする。</p>
<p>第9条の7 ( 種優先株式)  ( 種優先株式に係る利益配当)  <u>当社は、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または 種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対しては、第37条に定める利益配当を一切行わない。</u></p>	<p>( 削除 )</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(種優先株式に係る中間配当)</p> <p>当社は、種優先株主または種優先登録質権者に対しては、第38条に定める中間配当を一切行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</li> <li>2. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</li> </ol> <p>(種優先株式の買入消却)</p> <p>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p> <p>(種優先株式の強制償還)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、種優先株式の発行日から3年間を経過した日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある種優先株式の転換価額（発行に際して取締役会の決議で定める。）に発行に際して取締役会の決議で定める割合を乗じた価額以上であった場合、種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</li> <li>2. 償還価額は、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額とする。</li> <li>3. 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</li> </ol> <p>(議決権)</p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</li> </ol>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u>  <u>(転換予約権)</u>  <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u>  <u>(強制転換条項)</u></p> <p>1. <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下本号において「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の発行価額相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>2. <u>前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の発行価額相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>3. <u>前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条の8 (優先株式の買い受けまたは消却)</p> <p>当社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。</p> <p>第9条の9 (優先順位)</p> <p><u>種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p> <p><u>種優先株式に係る利益配当金および中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後し、種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後するものとする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 (招集)</p> <p>当社の定時株主総会は<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第11条の10 (優先順位)</p> <p><u>第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p> <p><u>第一回種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に劣後し、第一回種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に劣後するものとする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第11条(招集地) 株主総会は、本店所在地または東京都各区 <u>内において招集することができる。</u></p> <p>第12条(議長) 株主総会の議長は、取締役社長がこ <u>れに当たる。</u></p> <p>取締役社長にさしつかえがあるとき は、<u>取締役会の決議によりあらかじめ</u> <u>定めた順序により他の取締役がこ</u> <u>れに代わる。</u></p>	<p>第13条(定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日</u> <u>は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第14条(招集権者および議長) 株主総会は、<u>法令に別段の定めがあ</u> <u>る場合を除き、取締役会の決議によ</u> <u>って、取締役社長が招集し、議長と</u> <u>なる。</u> 取締役社長にさしつかえがあるとき は、<u>あらかじめ取締役会において定</u> <u>めた順序により、他の取締役が株主</u> <u>総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条(決議の方法) 株主総会の決議は法令または定款に 別段の定めがある場合を除き、出席 した株主の議決権の過半数をもって <u>これを行う。</u></p> <p>商法第343条第1項の規定によるべ き株主総会の決議は、<u>総株主の議決</u> <u>権の3分の1以上を有する株主が出</u> <u>席し、その議決権の3分の2以上を</u> <u>もってこれを行う。</u></p> <p>第14条(議決権の代理行使) 株主は代理人によって議決権を行使 することができる。<u>ただし、代理人</u> <u>は議決権を行使しうる当会社の株主</u> <u>であることを要する。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総</u> <u>会参考書類、事業報告、計算書類および連</u> <u>結計算書類に記載または表示をすべき事項</u> <u>に係る情報を、法務省令に定めるところに</u> <u>従いインターネットを利用する方法で開示</u> <u>することにより、株主に対して提供したも</u> <u>のとみなすことができる。</u></p> <p>第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款 に別段の定めがある場合を除き、出 席した議決権を行使することができ <u>る株主の議決権の過半数をもって行</u> <u>う。</u> 会社法第309条第2項に定める決議 は、<u>議決権を行使することができる</u> <u>株主の議決権の3分の1以上を有す</u> <u>る株主が出席し、その議決権の3分</u> <u>の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条(議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他</u> <u>の株主1名を代理人として、その議</u> <u>決権を行使することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第16条（種類株主総会） 第11条、第12条、第14条および第15条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第8条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>第18条（種類株主総会） 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議にこれを準用する。 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>第4章 取締役および取締役会 第17条（取締役の員数） （省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） （現行どおり）</p>
<p>第18条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （省略）</p>	<p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （現行どおり）</p>
<p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の残存期間とする。</p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議により、取締役の<u>うちから</u>代表取締役を定める。 代表取締役は、各自当会社を代表する。</p> <p>— 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を定める。</p> <p>— 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、取締役の<u>中から</u>代表取締役を<u>選定</u>する。 （削除）</p> <p>— 取締役会は、代表取締役の中から取締役社長1名を<u>選定</u>する。</p> <p>— 取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>第21条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し議長となる。 取締役社長にさしつかえがあるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長にさしつかえがあるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>— 取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>— <u>取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集の通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>  (削除)</p>
<p>第23条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の議事録）  <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第25条（取締役会規程）  （省略）</p>	<p>第26条（取締役会規程）  （現行どおり）</p>
<p>第26条（取締役の責任免除）  当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>  当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>	<p>第27条（取締役の責任免除）  当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会  第27条（監査役の数）  （省略）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会  第28条（監査役の数）  （現行どおり）</p>
<p>第28条（監査役の選任）  監査役は<u>株主総会において選任する。</u>  <u>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第29条（監査役の選任）  監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第29条（監査役の任期）  監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>第30条（監査役の任期）  監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の残存期間</u>とする。</p>	<p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第30条（常勤監査役） <u>監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第31条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第31条（監査役会の招集通知） — <u>監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> — <u>監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集の通知は、<u>各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>  (削除)</p>
<p>第32条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条（監査役会規程） (省略)</p>	<p>第33条（監査役会規程） (現行どおり)</p>
<p>第35条（監査役の責任免除） 当社は<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第34条（監査役の責任免除） — <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条 (営業年度) 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>第37条 (利益配当金) 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第38条 (中間配当) 取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うことができる。</p> <p>第39条 (配当金の除斥期間) 利益配当金および中間配当金がある支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第36条 (剰余金の配当) 当会社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第37条 (配当財産の除斥期間) 配当財産がある交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、<u>その交付の義務を免れる。未交付の配当財産には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 (公告方法の変更効力発生日) 第5条の変更は、平成18年9月1日より効力を生ずる。本付則は、効力発生日経過後、削除されるものとする。</p>

3. 第1号議案を承認可決いただけなかった場合に、変更する議案の内容

(1) 変更案第6条を、下記のとおり変更いたします。

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、11億2,852万5,000株とする。当社の普通株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、9億8,900万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、150万株、1,995万株、1,087万5,000株および200万株とする。

(2) 変更案第11条の7（第一回種優先株式）の添付別紙6第4項「取得条項」、変更案第11条の8（第一回種優先株式）の添付別紙7第3項「取得条項」および変更案第11条の9（第二回種優先株式）の添付別紙8第3項「取得条項」をそれぞれ削除いたします。

(3) 上記以外につきましては、変更する議案の内容は前記2.と同じであります。

### 第3号議案 資本減少の件

第1号議案および第2号議案の承認可決を条件として、以下のとおり資本減少をいたしたいと存じます。

#### 1. 資本減少の理由

第2号議案の定款変更の理由として記載しておりますとおり、当社は平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の資本構造再編を一気に加速させるため、発行済み優先株式残高5,604億円について、対象となる優先株式の全株主と「優先株式の取得に関する契約書」を締結することを決議し、同日契約を締結いたしました。この優先株式の買入の財源を確保するために、商法第375条第1項の規定にもとづき、資本減少を行うものであります。

#### 2. 資本減少の内容

##### (1) 減少すべき資本の額

当社の平成18年3月31日現在の資本の額130,549,826,669円を、120,549,826,669円減少し、10,000,000,000円といたしたいと存じます。

資本減少額120,549,826,669円は、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本減少の方法

発行済み株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少したいと存じます。

##### (3) その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第4号議案 資本準備金減少の件

第1号議案ないし第3号議案の承認可決を条件として、以下のとおり資本準備金の減少をいたしたいと存じます。

### 1. 資本準備金減少の理由

第3号議案「資本減少の件」の理由として記載しておりますとおり、優先株式の買入の財源を確保するために、商法第289条第2項の規定にもとづき、資本準備金の減少を行うものであります。

### 2. 資本準備金減少の方法および額

当社の平成18年3月31日現在の資本準備金91,676,808,017円のうち、89,176,808,017円を減少し、2,500,000,000円といたしたいと存じます。

資本準備金減少額89,176,808,017円は、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えたいと存じます。

なお、減少後の資本準備金2,500,000,000円は、第3号議案「資本減少の件」を承認可決いただいた後の資本金10,000,000,000円の4分の1に相当する額となります。

なお、第3号議案の資本の減少、および第4号議案の資本準備金の減少は、それぞれの効力発生日においては、貸借対照表上の「資本の部」の勘定の振り替えであり、当社の純資産額にただちに変更を生じるものではなく、また発行済み株式総数にも変更はありませんので、一株当たりの純資産価値に変更を生じるものではありません。



## 5. 取得する期間

第3号議案の資本減少および第4号議案の資本準備金減少の効力発生時から次期定時株主総会終結の時まで

なお、本件は、買い受けの対象となる株式の種類が第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式であること、およびこれらの優先株式の発行済株式総数に対する100%を上限として自己株式の取得枠を設定することから、商法第210条第7項に定める売却参加請求権を有する株主様はおられません。

第6号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">と ば し あ き お 土 橋 昭 夫 (昭和24年1月2日)</p>	<p>昭和47年4月 日綿實業株式会社 入社            昭和57年6月 ニチメン株式会社に商号変更            平成7年7月 同 東京建設第一部部長            平成11年4月 同 建設本部本部長            平成11年6月 同 執行役員            平成13年4月 同 建設カンパニー長            平成14年4月 同 常務執行役員            海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当            平成14年6月 同 常務取締役、常務執行役員            建設・木材カンパニー管掌            海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当            平成15年4月 同 代表取締役専務、専務執行役員            営業部門管掌 兼 CIO 兼 営業第二グループ担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長            ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 執行役員            平成15年12月 ニチメン株式会社 代表取締役、取締役社長 兼 CEO            平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更            代表取締役社長            平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役(非常勤)            平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更) 取締役(非常勤)            平成17年6月 同 代表取締役社長            平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更            代表取締役社長(現)</p>	<p style="text-align: center;">11,658株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
2	か せ ゆたか 加 瀬 豊 (昭和22年2月19日)	<p>昭和45年5月 日商岩井株式会社 入社</p> <p>平成4年11月 日商岩井ニュージーランド会社社長 兼 オークランド店長</p> <p>平成7年4月 日商岩井株式会社木材製品部長</p> <p>平成9年6月 日商岩井米国会社 ポートランド店長</p> <p>平成11年1月 日商岩井株式会社 生活・資源事業グループエグゼクティブ</p> <p>平成13年6月 同 執行役員、日商岩井米国会社EVP</p> <p>平成13年10月 同 生活資材・化学品カンパニーSVP</p> <p>平成14年4月 同 化学品・資材カンパニープレジデント</p> <p>平成14年9月 同 社長特命事項担当兼務</p> <p>平成15年1月 同 企画ユニット分掌補佐兼務</p> <p>平成15年4月 同 取締役常務執行役員 企画ユニット担当役員</p> <p>平成15年10月 同 IR室長 兼務</p> <p>平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社 合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員 秘書部、経営企画部、人事総務部、事業統括部担当 兼 海外担当 兼 CIO</p> <p>平成16年8月 同 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐</p> <p>平成17年4月 同 社長補佐（営業全般・海外担当）</p> <p>平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日 株式会社合併により双日株式会社に商 号変更 代表取締役 副社長執行役員（現） 社長補佐（営業全般・海外担当）</p> <p>平成18年4月 同 社長補佐（営業全般・グループ統 轄部管掌）（現）</p>	15,400株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
3	はし かわ ま さき 橋 川 真 幸 (昭和24年1月25日)	昭和46年4月 株式会社三和銀行 入行 平成3年10月 同 内神田支店長 平成5年1月 株式会社大京出向 平成6年11月 株式会社三和銀行 営業本部第二部長 平成9年2月 同 個人部長 平成10年4月 同 企画部長 平成10年6月 同 取締役 平成11年6月 同 執行役員 平成13年3月 同 常務執行役員 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行 合併により株式会社UFJ銀行に商号変更 平成14年5月 同 専務執行役員 大阪中央支店長 平成14年7月 同 専務執行役員 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 取締役副社長執行役員 グループ統括担当 リスク管理担当 監査室長 平成15年6月 日商岩井株式会社 副社長執行役員 平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 監査部担当 コンプライ アンス部担当 ニチメン株式会社と日商岩井株式会 社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役会長 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 社長補佐、監査部、コンプ ライアンス部担当 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチ メン・日商岩井ホールディングス株式 会社から商号変更) 取締役副社長執行役員 社長補佐、監査部、コンプライアンス 部担当 平成16年10月 双日株式会社 取締役副社長執行役員 社長補佐 平成16年11月 双日ホールディングス株式会社 社長 補佐、監査部、秘書部担当 平成17年4月 双日株式会社 社長補佐(コーポレ ート全般) 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日 株式会社合併により双日株式会社に商 号変更 代表取締役副社長執行役員(現) 社長補佐(コーポレート全般) 平成18年4月 同 社長補佐(グループ統轄部を除く コーポレート管掌)(現)	26,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
4	ふじ しま やす ゆき 藤 島 安 之 (昭和22年3月25日)	<p>昭和44年7月 通商産業省（現経済産業省）入省 特許庁総務部総務課配属</p> <p>昭和54年4月 外務省在スペイン日本国大使館一等書記官</p> <p>昭和57年5月 産業政策局産業組織政策室長</p> <p>昭和60年11月 内閣法制局第四部参事官</p> <p>平成2年6月 産業政策局産業資金課長</p> <p>平成4年6月 貿易局総務課長</p> <p>平成5年6月 資源エネルギー庁長官官房総務課長</p> <p>平成6年7月 中部通商産業局長</p> <p>平成7年6月 中小企業庁計画部長</p> <p>平成8年7月 大臣官房審議官（産業政策局担当）</p> <p>平成9年7月 経済企画庁日本銀行政策委員会経済企画庁代表委員</p> <p>平成10年7月 外務省パナマ共和国駐劄特命全権大使</p> <p>平成13年8月 日商岩井株式会社国際業務部、グループ業務部担当 業務顧問</p> <p>平成14年6月 同 常務執行役員 新規事業ユニットリーダー 兼 株式会社日商岩井総合研究所担当</p> <p>平成15年4月 同 取締役 専務執行役員 新規事業開発グループ担当役員 兼 株式会社日商岩井総合研究所担当役員</p> <p>平成15年8月 株式会社日商岩井総合研究所 代表取締役社長</p> <p>平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 専務執行役員 新規事業開発グループ担当 株式会社双日総合研究所 代表取締役社長</p> <p>平成17年4月 同 CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 コンプライアンス部担当</p> <p>平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役専務執行役員（現） CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 法務部、コンプライアンス部担当</p> <p>平成18年4月 同 CCO 兼 内部統制統括室、コンプライアンス部担当 兼 新規事業開発グループ担当（現）</p>	14,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
5	こ ばやし かつ ひこ 小林 克彦 (昭和34年3月19日)	昭和58年4月 住友海上火災保険株式会社 入社 昭和62年5月 コーネル大学経営大学院卒業 平成元年1月 ゴールドマン・サックス証券会社東京 支店入社 投資銀行部門 平成7年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 資本市場部ディレクター 平成14年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社東京支 店入社 投資銀行本部マネージング・ ディレクター 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 取締役 専務執行役員 事 業推進担当 平成15年10月 同 経営企画、戦略推進担当役員補佐 平成15年12月 同 経営企画、戦略推進担当 広報担 当 平成16年3月 双日シェアードサービス株式会社 監 査役（非常勤）（現） 平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 リスク管理部担当 双日株式会社 専務執行役員 リスク 管理部担当役員補佐 兼 特命事項担当 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 リスク管理部、人事総務部 担当 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチ メン・日商岩井ホールディングス株式 会社から商号変更） 取締役 専務執行役員 リスク管理 部、人事総務部担当 平成16年8月 双日株式会社 取締役 平成16年10月 同 法務部、リスク管理部、リスク管 理企画室担当 兼 リスク管理企画室長 平成16年11月 双日ホールディングス株式会社 コン プライアンス部、リスク管理部担当 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日 株式会社合併により双日株式会社に商 号変更 取締役専務執行役員（現） リスク管理部、リスク管理企画室担当 平成18年4月 同 リスク管理部、リスク管理企画 室、法務部担当（現）	22,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
6	さ とう よう じ 佐 藤 洋 二 (昭和24年7月14日)	昭和48年4月 日商岩井株式会社 入社 平成11年1月 日商岩井米国会社 経 理 ・ 管 理 経 理 ・ 関 連 事 業 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー 平成15年1月 日商岩井株式会社 企画ユニットリーダー 平成15年4月 同 執行役員 企画ユニット担当役員補佐 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員 財務部、主計部担当役員補佐 平成16年10月 同 経営企画部、財務部、主計部担当役員補佐 平成17年4月 同 取締役 CFO 兼 財務部、主計部担当 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役常務執行役員 CFO 兼 財務部、主計部担当 平成18年4月 同 取締役専務執行役員（現） CFO 兼 人事総務部、財務部、主計部担当（現）	3,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
7	いし はら けい すけ 石 原 啓 資 (昭和26年8月5日)	<p>昭和50年4月 日綿實業株式会社 入社</p> <p>昭和57年6月 二チメン株式会社に商号変更</p> <p>平成10年7月 同 工業樹脂部長</p> <p>平成11年4月 同 合成樹脂第二部長</p> <p>平成12年4月 同 基礎化学品第一部長</p> <p>平成13年10月 同 基礎化学品部長</p> <p>平成14年4月 同 執行役員 化学品カンパニー長</p> <p>平成14年10月 同 化学品統括室長</p> <p>平成15年4月 同 常務執行役員 中国地域担当 兼 中国総代表 兼 日綿 (中国) 有限公司董事長 兼 上海日綿 有限公司董事長 兼 日綿(大連)有限 有限公司董事長 兼 日綿(天津)有限公 司董事長 兼 香港二チメン会長</p> <p>平成16年4月 二チメン株式会社と日商岩井株式会 社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員、中国総代表 兼 双日中 国会社董事長 兼 双日中国会社総経 理 兼 双日上海会社董事長 兼 双日大連 会社董事長 兼 双日天津会社董事長 兼 双日青島会社董事長 兼 双日広州 会社董事長 兼 双日香港会社董事長</p> <p>平成17年1月 同 兼 北京駐在員事務所長</p> <p>平成17年2月 同 兼 双日上海会社総経 理</p> <p>平成17年4月 同 取締役 営業全般補佐・海外担当補佐 兼 人事 総務部担当</p> <p>平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日 株式会社合併により双日株式会社に商 号変更 取締役常務執行役員(現) 営業全般補佐・海外担当補佐 兼 人事 総務部担当</p> <p>平成18年4月 同 グループ統轄部担当(現)</p>	2,278株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
8	むら おか しげ お 村 岡 茂 生 (昭和8年7月7日)	昭和32年4月 通商産業省 入省 昭和50年4月 外務省ニューヨーク日本国総領事館領事 昭和59年6月 通商産業省貿易局長 昭和61年6月 通商産業省通商政策局長 昭和63年6月 通商産業省通商産業審議官 平成元年12月 日本生命保険相互会社 特別顧問 株式会社日本総合研究所 顧問 平成3年6月 富士通株式会社 常務取締役 平成6年6月 富士通株式会社 専務取締役 平成7年6月 株式会社富士通総研 代表取締役会長 平成12年7月 情報処理振興事業協会 理事長 平成15年7月 財団法人中東経済研究所 理事長 株式会社タイム二十四 代表取締役社長 平成15年10月 J-POWER 民営化ファンド株式会社 取締役 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更) 取締役(非常勤) 平成17年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問(現) 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役(非常勤)(現)	15,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
9	みや うち よし ひこ 宮内 義彦 (昭和10年9月13日)	昭和35年8月 日綿實業株式会社 入社 昭和39年4月 オリエント・リース株式会社 入社 昭和45年3月 同 取締役 昭和55年12月 同 代表取締役社長 平成元年4月 オリックス株式会社に商号変更 平成11年3月 富士ゼロックス株式会社 取締役 (現) 平成12年4月 オリックス株式会社 代表取締役会長 平成12年9月 株式会社あおぞら銀行 取締役(現) 平成15年3月 昭和シェル石油株式会社 取締役 (現) 平成15年6月 オリックス株式会社 取締役 兼 代表 執行役会長(現) ソニー株式会社 取締役(現) 平成16年4月 規制改革・民間開放推進会議 議長 (現) 平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会 評議員 会 副議長(現) 平成17年3月 株式会社大京 取締役(現) 平成17年6月 双日ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日 株式会社合併により双日株式会社に商 号変更 取締役(非常勤)(現) 平成18年4月 株式会社ACCESS 取締役(現) [他の会社の代表状況] オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役会長・ グループCEO	4,500株

- (注) 1. 村岡茂生氏は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
2. 宮内義彦氏は、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOを兼務し、同社と当社との間には不動産賃貸借契約等の取引関係があり、また同社と当社は不動産事業、各種動産のリース等において競業関係にあります。

以上

**【普通株主様による種類株主総会】**  
**議決権の行使についての参考書類**

1. 総株主の議決権の数 4,024,591個

2. 議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

第3回定時株主総会の第1号議案ないし第5号議案の承認可決を条件として、以下のとおり定款を変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の資本構造再編を一気に加速させるため、発行済み優先株式残高5,604億円について、対象となる優先株式の全株主と「優先株式の取得に関する契約書」を締結することを決議し、同日契約を締結いたしました。

この資本構造再編を進めるために、当社は同取締役会において転換社債型新株予約権付社債（以下「本CB」）総額3,000億円の発行決議を行いました。

本CBの転換によって調達した資本の額に応じて優先株式の買入を行うことで、株主資本の減少を最小限にとどめ、更なる株主資本の充実を図るものであります。

これに伴い発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるため、現行定款第5条（発行する株式の総数）に所要の変更を加え、変更案第6条（発行可能株式総数）として規定するものです。

なお、当該変更による発行可能株式総数の増加部分は、本CB発行に必要な発行可能株式数に対応しております。また、本定款変更につきましては、各種類株主総会の決議も必要となります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（発行する株式の総数） 当社が発行する株式の総数は、 <u>12億株とし、このうち9億8,900万株は普通株式、1億1,000万株は種優先株式、3,300万株は種優先株式、1,100万株は種優先株式、4,000万株は種優先株式、1,500万株は種優先株式および200万株は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。</u>	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>14億8,852万5,000株とする。当会社の普通株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、13億4,900万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、150万株、1,995万株、1,087万5,000株および200万株とする。</u>

以 上



## < 参考情報 >

当社は今般、「持続的な成長の達成」を掲げた平成18年度を初年度とする新しい中期経営計画「New Stage 2008」を策定いたしました。この「New Stage 2008」は、平成18年度を最終年度とする現行の3ヵ年中期経営計画の主な目標を計画2年目に前倒し達成したため、当計画を抜本的に見直したものであり、「成長戦略の一層の拡充」、「資本・財務戦略の加速」、「リスク管理の高度化」を図ることで、企業価値を一層向上させることを基本方針としております。

当社は、以下に掲げる「企業理念」のもと、当社の目指すべき姿、共有すべき信条を定めた「経営ビジョン」の具現化を通して、「New Stage 2008」に取り組んでまいります。

### (企業理念)

双日グループは、誠実な心で  
世界の経済や文化、人々の心を結び、  
新たな豊かさを築きつづけます。

### (双日グループスローガン)

New way, New value

### (経営ビジョン)

個々の中核事業領域において、収益性・成長性の向上を絶えず追求することにより、それぞれの業界・市場においてトップクラスの競争力と収益力を持つ「事業の複合体」を目指します。

環境の変化や、市場のグローバル化に対して素早く挑戦し、起業を通じて、常に新しい事業領域の開拓に努める「革新的な商社」を目指します。

多様な顧客のニーズを掘り起こし、ビジネスパートナーとして深化したサービスを提供できる「機能型商社」を目指します。

社員一人一人に自己実現に挑戦する機会を与える「開かれた事業体」を目指します。

## 新中期経営計画「New Stage 2008」の概要について

### 新中期経営計画「New Stage 2008」の基本方針

新中期経営計画「New Stage 2008」は、持続的な成長の達成を目的とし、成長戦略の一層の拡充、資本・財務戦略の加速、リスク管理の高度化を図り、企業価値の向上を目指すものであります。

#### 成長戦略の一層の拡充

個々の事業における成長の仕方を深め、成長の仕組みをより強固なものにしていきます。一方で、選択と集中を継続的に実施し、且つ成長をマネージする枠組みとしてSCVA (Sojitz Corporation Value Added) 経営管理を一層活用してまいります。

#### 資本・財務戦略の加速

後述の発行済み優先株式対応により、資本構造の再編を一気に加速させるとともに、流動比率・長期調達比率の目標に向けて資金調達の一層の安定化に向けた取り組みを進めます。

#### リスク管理の高度化

リスク管理の高度化をグループ会社全体に一層浸透させ、また、総合的なリスク管理体制を構築します。その結果として、リスクをマネージし、質の高いポートフォリオを維持してまいります。

## 優先株式の一掃による当社の資本構造再編について

当社は、発行済み優先株式残高5,760億円（平成18年4月28日現在）のうち5,604億円について、対象となる優先株式の全株主との間で買入総額を3,429.20億円（ただし、買入時期により3,541.28億円が上限）とする「優先株式の取得に関する契約書」を締結いたしました。平成20年5月以降に転換請求期間が到来する優先株式すべての買入を行うことにより、当社の資本構造再編を一気に加速させるものであります。

この優先株式の買入に関連して、当社は、野村グループ100%子会社「Nomura Securities (Bermuda) Ltd.」を割当先とする第三回および第四回転換社債型新株予約権付社債（以下「本CB」）総額3,000億円の発行決議を行いました。転換社債型新株予約権付社債は、転換が分散して行われることにより、株価への影響を抑えながら資本調達を行うという当社の方針に最も適しているとの判断によるものです。

なお、本CB発行は金額規模が大きいことも勘案し、市場に過度な売り圧力がかからないように、転換につきましては、原則として、第三回債および第四回債の合計で月間転換額を上限300億円とする契約を、「Nomura Securities (Bermuda) Ltd.」と締結しております。

また、本CBのうち第四回債の転換請求開始日を平成18年7月1日としておりますが、これは、平成18年6月27日開催の第3回定時株主総会、および各種株主総会での「発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ

るための定款変更」の承認可決が前提となっているためであります。

この発行済み優先株式の一掃に向けた対応は、本CBの転換によって調達した資本の額に依りて優先株式の買入を行うことで、株主資本の減少を最小限にとどめ、更なる株主資本の充実を図るものであります。また、将来の優先株式の普通株式への転換による希薄化を、トータルで抑制することによって当社の株式価値の向上を図るとともに、優先配当負担の削減や将来の優先株式買入コストが上昇するリスクを回避することで、新中期経営計画『New Stage 2008』での株主資本の蓄積に大きく資するものであります。

また「優先株式の取得に関する契約書」にもとづく優先株式の買入は、本CBが発行されることに加え、第3回定時株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「資本減少の件」、第4号議案「資本準備金減少の件」、第5号議案「自己株式（第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式）取得の件」ならびに普通株主様および優先株主様によるそれぞれの種類株主総会の議案「定款一部変更の件」が、すべて承認可決されることを条件としております。

#### 新中期経営計画「New Stage 2008」の財務目標

新中期経営計画「New Stage 2008」における財務目標は下記のとおりです。

(数値はすべて連結ベース)

##### 当期純利益

平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
490億円	530億円	600億円

##### 経常利益

平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
830億円	900億円	1,000億円

##### 株主資本

5,000億円（平成21年3月期）

##### 財務指標

流動比率： 120%以上（平成21年3月期）

長期調達比率： 70%程度（平成21年3月期）

以上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）尚、当社HPに議決権行使サイトへのショートカットのアイコンを設けておりますので当社HPから上記サイトへのアクセスも可能です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成18年6月26日（月曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンをご利用の場合、<http://www.evotote.jp/>にアクセスすると表示されます「会社一覧」画面で会社名「双日株式会社」を選択、次に表示される「インターネット議決権行使ホームページ画面」で「議決権行使」をクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。携帯電話をご利用の場合、上記URLにアクセスすると表示されます「議決権行使サイト」画面で「ログイン」ボタンをクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。いずれも「本人認証」画面で、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

### システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）



A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内略図

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目10番3号  
キャピトル東急ホテル 地下2階「真珠の間」  
電話番号 03-3581-4511 (代表)

東京メトロ丸ノ内線・千代田線  
国会議事堂前駅  
..... 5番出口正面  
東京メトロ南北線・銀座線  
溜池山王駅  
..... 5番出口正面

